介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件)

介護職員の処遇改善につきましては、これまでにも何度かの取り組みがおこなわれてきました。 令和元年度の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人に おきましても加算算定を行っております。

当該加算算定には下記の要件を満たしている必要があります。

【算定要件】

- ①現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ~Ⅲのいずれかを算定している事
- ②職場環境要件について、複数の取り組みを行っている事
- ③賃金改善以外の処遇改善の具体的な取り組みの見える化を行っている事

【見える化とは】

賃金以外の処遇改善の具体的な取り組み内容を、介護サービス情報公表システムや事業所 ホームページなどで外部から見える形で公表している事となります。

【職場環境要件の提示について】

見える化要件に基づき、介護職員特定処遇改善加算の取得状況を報告し、賃金改善以外の 処遇改善に関する具体的な取り組みに内容について、下記に掲示します。

職場環境要件

職場 環境 短 区分	内容	当施設の具体的な取り組み内容
	法人や事業所の経営理念やケア方針・人 材育成方針、その実現のための施策・仕 組みなどの明確化	基本理念を各ユニットや会議室等に掲示し共有を図っている。
	職業体験の受入れや地域行事への参加 や主催等による職業魅力度向上の取組の 実施	学生等の職業体験を受け入れている。
資質の向 上やキャ リアアップ に向けた 支援	働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	各種研修の情報を掲示板等に提示している。研修を希望する者に対してシフトの調整を行っている。
両立支 援・多様 な働き方 の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフト や短時間正規職員制度の導入、職員の希 望に即した非正規職員から非正規職員か ら正規職員への転換の制度等の整備	短時間勤務や平日のみの勤務など、職員の状況に応じた勤務シフトを考慮している。 定期的に非正規職員から正規職員への 任用替えを行っている。
腰痛を含 む心身の 健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の習得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器導入及び研修等による腰痛対策の実施	定期的な腰痛検査の実施。腰痛予防の研 修を行っている。
	短時間労働者等も受診可能な健康診断・ ストレスチェックや、従業員のための休憩 室の設置等健康管理対策の実施	全職員対象の健康診断、夜勤者対象の健康診断、ストレスチェックを定期的に行っている。また、誰でも利用できる休憩室を設置している。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作 成等の体制の整備	事故、トラブル等の対応マニュアルを作成。すみやかに対応できる体制を作り、責任の所在を明確にしている。

生産性向上のための業務の取り組み	タブレット端末や、インカム等のICT活用や 見守り機器等の介護ロボットやセンサー 等の導入による業務量の縮減	タブレット端末を導入し、業務の効率化を 図っている。また情報の共有が出来てい る。
	業務手順書の作成や、記録報告様式の工 夫等による情報共有や作業負担の軽減	業務手順書、各種マニュアルを整備している。
やりが い・働き がいの醸 成	地域包括ケアの一員としてのモチベーションの向上に資する、地域の児童・生徒や 住民との交流の実施	施設行事への近隣住民の参加案内。保育園児との交流。児童の職場見学の実施。
	利用者本位のケア方針など介護保険や法 人の理念を学ぶ機会の提供	定期的に施設内の勉強会や研修を行って いる。